

資料 2

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の改正案 に対する意見募集結果及び対応について（案）

意見募集の対象：国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の改定案

意見募集期間：平成24年12月7日（金）～平成25年1月4日（金）

意見提出の状況

【意見提出の総件数】		2 件
【提出者の内訳】	事業者	1 件
	一般	1 件
【意見内容の総件数】		3 件
	契約類型に関する意見	3 件

産業廃棄物の処理に係る契約に関する意見

番号	主な意見の概要	意見に対する考え方(案)
1	<p>基本方針の基本的事項に以下の内容を追記すべき。 国・地方公共団体等が建設工事を発注する際には、元請業者に対して、国・地方公共団体等が産業廃棄物の処理に係る契約を行う場合と同様に、処理を委託する相手方を選定するよう求めるものとする。</p>	<p>環境配慮契約法においては、国及び独立行政法人等については環境配慮契約を義務づけており、また、地方公共団体等については環境配慮契約を努力義務としていますが、これらの機関が発注する建設工事で生じる産業廃棄物は、環境配慮契約の対象となっていないため、同法の基本的事項等を定める基本方針に、民間部門における契約の選定方法を記載することは、法の趣旨からも困難であることから、原文のとおりとします。</p> <p>ただし、ご意見のとおり、民間部門においても、産業廃棄物の処理に係る契約をはじめとした環境配慮契約の推進を図ることが重要であることから、国等が環境配慮契約を実施する際に参考とする基本方針関連資料にその旨を記載するとともに、広く普及啓発に努めることとします。</p>
2	<p>基本方針の基本的事項に以下の内容(太字下線)を追記すべき。 産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理、再生利用の実施に関する能力や実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。</p>	<p>平成 23 年度の廃棄物ワーキンググループの検討において「産業廃棄物の資源としての再利用の促進」については、「適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績」に類似することから、「適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績」に「等」を加えることで表現の整理を行うこととされました。</p> <p>このため、ご指摘の再生利用を推進するという考え方については、既に基本的事項に含まれていることから、原文のとおりとします。</p>
3	<p>基本方針の基本的事項に以下の内容(太字下線)を追記すべき。 裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物や再生資源化の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。</p>	<p>本項は、調達者の適切な判断により、産業廃棄物の種類・特性に応じた具体的な再生資源化の内容を仕様に盛り込むことや裾切り方式の評価項目として設定することも可能である旨を示していることから、原文のとおりとします。</p>